

## 初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年10月4日（月）

22：20～22：41

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣  
金子恭之 国務大臣（総務大臣）  
古川禎久 国務大臣（法務大臣）  
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）  
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）  
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）  
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）  
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）  
山口 壯 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）  
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）  
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）  
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣，内閣府特命担当大臣）  
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）  
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官  
磯崎仁彦 内閣官房副長官  
栗生俊一 内閣官房副長官  
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 3件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

まず、人事案件といたしまして、内閣法制局長官に近藤正春を任命することについて、御決定をお願いいたします。

木原副長官、磯崎副長官、栗生副長官及び近藤法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を木原副長官が朗読いたします。

○木原内閣官房副長官：本日、私は内閣総理大臣を拝命し、自由民主党と公明党の連立による新たな内閣が、発足いたしました。職責を果たすべく、全身全霊を捧げてまいります。

国民の生活を守り、国民の所得を増やすべく、重点政策として、新型コロナウイルス対策、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現、国民を守り抜く、外交・安全保障に取り組んでまいります。

これらを実現するために、一人一人の国民の声に寄り添い、その多様な声を真摯に受け止め、かたちにする、信頼と共感を得られる政治が必要です。私は、政権運営の基本として、国民の皆様との丁寧な対話を大切にいたします。

私自身が現場に足を運び、国民の皆様の声聞き、政策に反映させていくこと、個性と多様性を尊重する社会を目指すこと、みんなで助け合う社会を目指すことの三つを、国民の皆様にお約束いたします。

新しい時代を皆さんと共につくってまいります。

○松野国務大臣：次に、岸田内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。

基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：一人一人の国民の声に寄り添い、その多様な声を真摯に受け止め、かたちにする、信頼と共感を得られる政治が必要である。

そのために、政権運営の基本として、国民との丁寧な対話を大切に、以下の三つを約束する。

第一に、国民の声を丁寧に聞き、政策に反映させていくこと。

第二に、個性と多様性を尊重する社会を目指すこと。

第三に、みんなで助け合う社会を目指すこと。

これらの約束を果たすとともに、政策面では、国民の生活を守り、国民の所得を増やす、以下の5つの政策に取り組む。

#### 1. 新型コロナウイルス対策

「納得感のある説明」と「常に最悪を想定すること」を原則として対応する。

まず、病床、医療提供体制の確保や、自宅療養者の対策強化など、安心確保のための取組の全体像を早急に国民に示し、国民と共有し、その共通の認識の下に、新型コロナ対応を行う。

同時に、これまでの対応を徹底的に分析し、何が健康危機管理のボトルネックになっていたのかを検証し、我が国の健康危機管理を抜本的に強化していく。

これらに加え、国民の協力を得られるよう、経済支援を行う。

## 2. 新しい資本主義の実現

富める者と富まざる者、持てる者と持たざる者の分断を防ぎ、成長のみ、規制改革・構造改革のみではない経済を目指すための「成長と分配の好循環」と、デジタル化など新型コロナによってもたらされた社会変革の芽を大きく育て、「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした、新しい資本主義を実現していく。

そのための第一歩として、成長戦略については、①科学技術立国、②デジタル田園都市国家構想、③経済安全保障、④人生100年時代の不安解消に向けた社会保障改革に取り組む。

また、分配戦略については、①働く人への分配機能の強化、②中間層の拡大、③公的価格のあり方の抜本的見直し、④財政の単年度主義の弊害是正に取り組む。

併せて、交通・物流インフラなど地方を支える基盤づくりに積極的な投資を行うとともに、農業、観光、中小企業など地方を支える産業の支援に万全を期す。

## 3. 国民を守り抜く、外交・安全保障

日米同盟を基軸に、世界の我が国への「信頼」と以下に掲げる「三つの覚悟」の下、毅然とした外交・安全保障を展開し、「自由で開かれたインド太平洋」を強力に推進する。

①自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を守り抜く覚悟

②我が国の領土、領海、領空及び国民の生命と財産を断固として守り抜く覚悟

③核軍縮・不拡散や気候変動問題など地球規模の課題に向き合い、人類に貢献し、国際社会を主導する覚悟

中国に対しては、対話を続けつつ、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求める。北朝鮮の拉致、核、ミサイル問題を包括的に解決し、国交正常化を目指すとともに、北方領土問題を解決し、日露平和条約の締結を目指す。

## 4. 危機管理の徹底

万一、大規模な自然災害やテロなど、国家的な危機が生じた場合、国民の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。

そのために、「常に最悪を想定し」平素から準備に万全を期す。

## 5. 東日本大震災からの復興、国土強靱化

東北の復興なくして日本の再生なしとの強い思いの下、被災者に寄り添い、被災者支援、農業・生業の再生、福島復興・再生に全力を尽くす。また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理の指定について、内閣総理大臣から御発言がございました。

○岸田内閣総理大臣：岸田内閣における危機管理の徹底を図る観点から、内閣法第9条に基づき、内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときの対応として、あらかじめ順位を定めて指定している内閣総理大臣の臨時代理は第1順位、松野内閣官房長官、第2順位、茂木外務大臣、第3順位、野田内閣府特命担当大臣、第4順位、鈴木財務大臣、第5順位、金子農林水産大臣であります。各閣僚

においては、臨時代理指定の趣旨を体し、緊急事態が発生した場合には、対応に万全を期すようお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、「閣議の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会での議論を各大臣が会見等でそれぞれの言葉で公表されると、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがあります。公表すべき事項は閣議後の会見で私から統一的に公表しておりますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んでいただきます。また、閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど閣議決定後も不公表扱いとするものがあります。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。なお、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。

次に、「閣議等の議事の記録の作成・公表」について、申し上げます。閣議の透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点から、閣議決定に基づき、平成26年4月から、閣議等の議事録を作成し、概ね3週間後に官邸ホームページに掲載しております。議事録には、登録発言は「発言要旨」をそのまま、登録外発言については、発言の要点のみを記載することとしており、議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますよう、お願いいたします。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められておりますので、これを遵守されるようお願いいたします。その主な内容は、政治と行政への国民の信頼を確保するため、営利企業については、報酬を得ると否とにかかわらず、その役職員を兼職してはならないこと、また、公益法人等については、報酬がなく、かつ、名誉職である場合に限りその兼職を認めるが、内閣総理大臣へ届け出ること、このほか、株式等の有価証券、不動産等の取引を自粛することとし、保有する株式等は信託銀行に信託すること、国務大臣及びその家族の資産を就任時及び辞任時に公開すること、等であります。なお、過去にも問題になったことがありますので、この規範を必ずお読みいただき、各閣僚とも御自身の兼職状況の洗い直しや不動産等の取引のチェック等を十分に行うようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について、申し上げます。国務大臣は、宮中において、天皇陛下に、その所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会があります。言うまでもなく、それ自体は国政の動向に影響を及ぼすことはありませんが、その過程において天皇陛

下が国政の動向に影響を及ぼしているかのような誤解を与えかねないというおそれもあります。したがって、各国务大臣は、これらの点を慎重に考慮し、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどが無いよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビに出演する場合等の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意いただくようお願いいたします。講演会であっても私見を述べることは厳に慎んでいただきます。また、政治資金の管理や収支報告の適正化等については、政治家全員に関係することではありますが、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められています。各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

- 木原内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。第204回国会に提出し継続審査中の議案の審査取り進め方申出について、御決定をお願いいたします。本件は、前内閣が第204回国会に提出し、現在、衆議院において継続審査中の「放送法の一部を改正する法律案」外7件の議案について、その審議を進められるよう衆議院議長に申出を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。内閣総理大臣補佐官等8名を、お手元に配布しております資料のとおり、任命することについて、御決定をお願いいたします。

- 松野国务大臣：次に、「大臣補佐官の任命」について、申し上げます。大臣補佐官の任命は、大臣からの申出により内閣が行うこととなっております。任命に当たっては、①大臣を補佐させることが特に必要である特定の政策があると認められること、②公益の実現のため職務を遂行し得る人材であること、③個別の政策課題に応じて、各大臣を直接補佐する職務を担うに足る識見を有し、かつ、清廉な人材であること、④適切な行政運営に支障のない人事であること、を考慮することとします。この4点を充足し、大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますよう、お願いします。また、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められております。その主な内容は、①大臣補佐官は、特定の政策について、上司である大臣を補佐するものであり、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たず、また、これらの者から指揮命令を受けることはないこと、②大臣は、大臣補佐官の就任時において、特定の政策を明示して担当させる職務の範囲を書面により指示すること、等であります。大臣補佐官制度を適切に運用していくため、各閣僚におかれましては、十分に御留意願います。

これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き閣僚懇談会を開催いたします。

閣僚懇談会申合せ2件について、申し上げます。まず、「政・官の在り方」については、政・官の役割分担を明確にすることにより、相互の信頼の上に立った成熟した民主主義国家にふさわしい政治主導を確立するため、政治家と公務員の接触について心得るべきことのルールなどについて定めるものであります。各府省の具体的な対応は、各大臣の判断と指示の下に行うものであり、この申合せを必ずお読みいただき、政・官関係の適正確保に、指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、新内閣においても、従来どおりの内容で継続することとしたいと思っております。これにより、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国务大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。また、国会議員について昨年5月から歳費月額削減が行われていることから、当該措置が行われている間、歳費削減分に相当する額を国庫に返納することとします。

以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。なお、初閣議の様子は、私から記者会見で説明いたしますので、お含みおき願います。それでは、この後、3階から2階への階段において記念撮影を行います。各大臣の立ち位置は、階段を降りる前の3階でお示しいたしますので、よろしくお願いたします。

初 閣 議 案 件

〔 令 和 3 年  
10 月 4 日 〕 ( 月 )

◎ 人 事

- 資 料  
あ り ○ 近 藤 正 春 を 内 閣 法 制 局 長 官 に 任 命 す る こ と に つ い て ( 決 定 )

◎ 一 般 案 件

- 資 料  
あ り ○ 内 閣 総 理 大 臣 談 話 ( 決 定 ) ( 内 閣 官 房 )  
〃 ○ 基 本 方 針 ( 決 定 ) ( 同 上 )  
〃 ○ 第 2 0 4 回 国 会 に 提 出 し 継 続 審 査 中 の 議 案 の 審 査 取 り 進 め 方 申 出 に つ い て ( 決 定 ) ( 同 上 )

◎ 人 事

- 資 料  
あ り ○ 沖 田 芳 樹 外 7 名 を 内 閣 危 機 管 理 監 等 に 任 命 す る こ と に つ い て ( 決 定 )

[ ○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し ]